

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

- 総務省は、各府省が行う平成30年度税制改正要望に係る政策評価40件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、税制当局をはじめとした関係府省に通知した（図表1参照）。
 - 今年度の点検は、政府全体で進められている **E B P M（証拠に基づく政策立案）** の取組も踏まえ、租税特別措置等の「達成目標」「適用数」「減収額」「効果」の各項目が、**客観的なデータ・証拠に基づき分析・説明されているか**を中心に行った。
 - 点検結果を項目別にA～Eの5段階で表すと図表2のとおり（A～Eの考え方は図表3参照）。点検プロセスにおける各府省の補足説明によって「**適用数**」「**減収額**」については**分析・説明の内容に改善が見られる一方**、「**効果**」については**客観的なデータによる検証が十分とは言い難い状況にある**。また、**一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分な評価もある**。
- （※） 「効果」が客観的なデータにより検証されていないものは、過去の効果については47.6%、将来の効果については82.5%
- 一定水準の分析・説明がなされていたものについては更なる水準の向上が期待される。他方、現時点では分析・説明が不十分であったものについては今後の税制改正作業において更なる検証がなされる必要がある。次頁以降に、**主な具体事例**を掲載する。

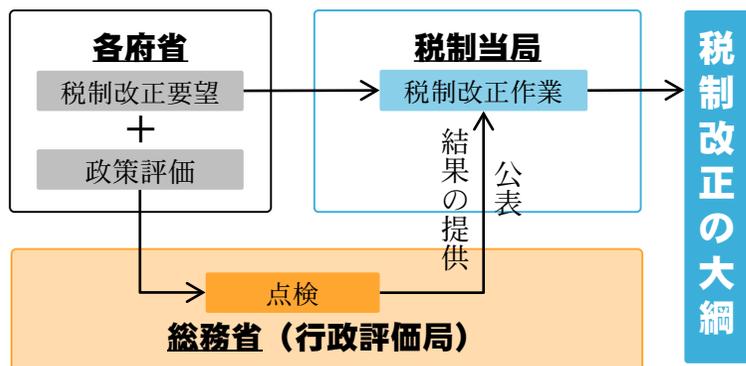
（参考1） 租税特別措置等に係る政策評価の対象

〔義務〕 法人税（国税）、法人住民税、法人事業税（地方税）関係の措置 〔努力義務〕 左記以外の税目関係の措置

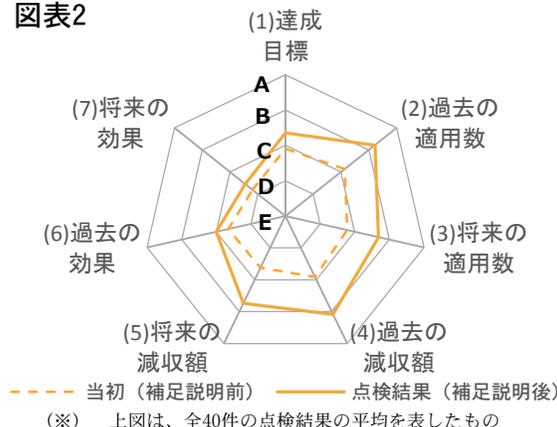
（※） 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が対象で、税負担を加重するものは対象外

（参考2） 点検の対象：各府省に実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検

図表1



図表2



図表3

分類	分析・説明があるか	定量化されているか	算定根拠等が十分に説明されているか	十分な分析・説明があるか（※）
A	あり	あり	あり	あり
B	あり	あり	あり	なし
C	あり	あり	なし	
D	あり	なし		
E	なし			

（※） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

明確な達成目標が設定され、事後的な検証方法が明らかにされている評価書

- **目標値・目標達成時期を明確に定めた達成目標が設定され、その事後的な検証方法まで明らかにされている。**

【該当評価書】 《国交01》

《国交01》物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長（法人税）

（措置の内容：特定流通業務施設である倉庫用建物等を取得した場合の5年間10%の割増償却）

＜達成目標＞

平成32年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させるため、平成32年度における労働生産性が10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設（※）を、新設・増設される営業倉庫の2割とする。

（※） 特定流通業務施設：輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫
（本措置の達成目標は、物流総合効率化法の改正（平成28年10月1日施行）に伴い設定されたもの）

＜達成目標の検証方法＞

今後、対象事業者に対するアンケート調査等によって、本措置がなかった場合、省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった事業者の割合等を調査



達成目標（特定流通業務施設を、新設・増設される営業倉庫の2割とする）が実現されているのか検証

$$\text{労働生産性} \uparrow = \frac{\text{付加価値額}}{\text{就業者数} \times \text{1人あたり平均労働時間} \downarrow}$$

一般的な営業倉庫から特定流通業務施設への転換を促し、労働時間を削減することで、労働生産性を10%向上（特定流通業務施設の整備により、トラックドライバーの平均労働時間約10時間を1時間程度（約10%）削減することが見込まれる。）



この租税特別措置等は、達成目標が明確に設定され、その検証方法が明らかにされるなど外部検証性が確保されているものであり、今後、効果検証の徹底を含む評価水準の更なる向上が図られるとともに、明らかにされた目標値の妥当性等も含め税制改正作業において議論されることが期待される。

効果に関する分析・説明が不十分な評価書（適用数が僅少）

- 過去・将来の適用数が僅少であり、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。

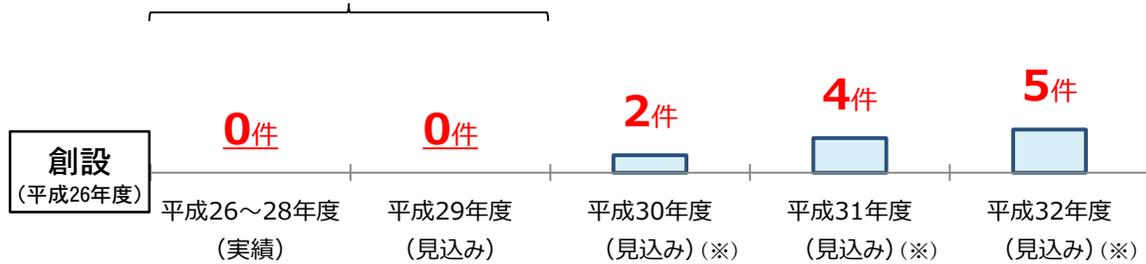
【該当評価書】 《内閣02》 《内閣03》 《経産02》 《国交02》 《国交05》

《国交05》 港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長(法人税、法人住民税、法人事業税)
 (措置の内容：港湾隣接地域内において民有護岸等を耐震改修し、取得した場合の20%の特別償却)

<達成目標>

今後10年間（平成30年～平成39年）で、南海トラフ防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等（16港概ね200施設）のうち、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確認及び耐震改修を概ね完了する。

耐震改修が事業活動に大きな影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかった。



これらの租税特別措置等は、その適用実態・見込みも踏まえた上で、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※) 平成30年度から32年度までの見込みは、護岸等を所有する主要な民間事業者（19社、本社・事業所）へのヒアリングによる。

効果に関する分析・説明が不十分な評価書（一部事業の適用が僅か）

- **対象事業等の一部に適用実態・見込みが僅かなものがあり、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。**

【該当評価書】 《内閣02》 《内閣03》 《内閣04》 《国交05》

《内閣04》 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長（法人税、法人住民税、法人事業税）
 （措置の内容：国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等を取得した場合の一定割合の特別償却又は法人税額控除）

＜達成目標＞

各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（平成32年度又は平成33年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。

（※） 総合特別区域法施行令第1条
 第1号：環境負荷低減その他環境保全等に関する事業
 第2号：医療技術等の研究開発等に関する事業
 第3号：前二号以外の高度な産業技術の研究開発等に関する事業
 第4号：港湾・空港の整備や貨物の運送等に関する事業
 第5号：事業機会の創出等、国際的な事業活動の促進に関する事業

対象事業（※）	平成26～28年度 （実績）	平成29～31年度 （見込み）
総合特別区域法施行令第1条第1号	134法人	52法人
総合特別区域法施行令第1条第2号	32法人	22法人
総合特別区域法施行令第1条第3号	57法人	83法人
総合特別区域法施行令第1条第4号	0法人	0法人
総合特別区域法施行令第1条第5号	1法人	1法人



租税特別措置等は特定の政策目的を実現するための例外的な手段であることから、これらの租税特別措置等が目標を達成する手段として必要最小限なものとなっているのか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

効果に関する分析・説明が不十分な評価書（実績と見込みがかい離）

- **実績が前回評価時の見込みを大幅に下回っており、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。**

【該当評価書】 《内閣01》

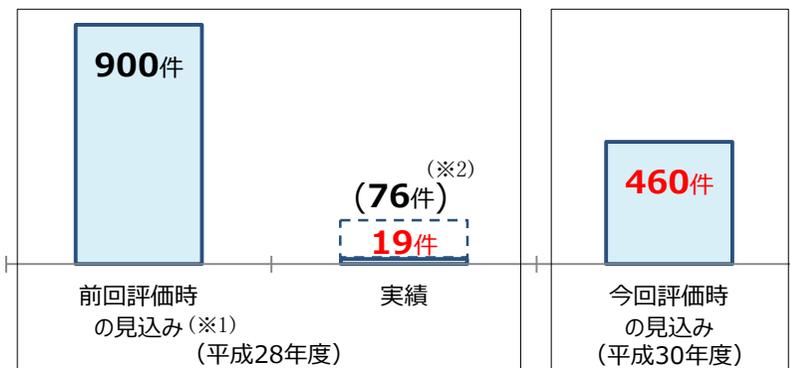
《内閣01》 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充（法人税、法人住民税、法人事業税）

オフィス減税

（措置の内容：地方活力向上地域内において特定建物等を取得した場合の一定割合の特別償却又は法人税額控除）

＜達成目標＞

平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加

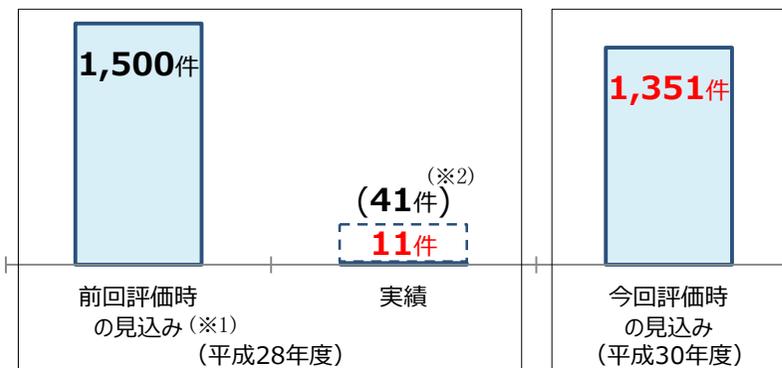


雇用促進税制

（措置の内容：地方活力向上地域内において新たに従業員を雇用した場合等の一定額の法人税額控除）

＜達成目標＞

平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加



僅少である理由：整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終わることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったためである。個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっている。

この租税特別措置等は、実績が前回評価時の見込みを大幅に下回っており、目標達成状況も明らかにされていないため、目標を達成する手段としての必要性及び有効性や将来の効果が見込みどおりに発現するののかについて、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

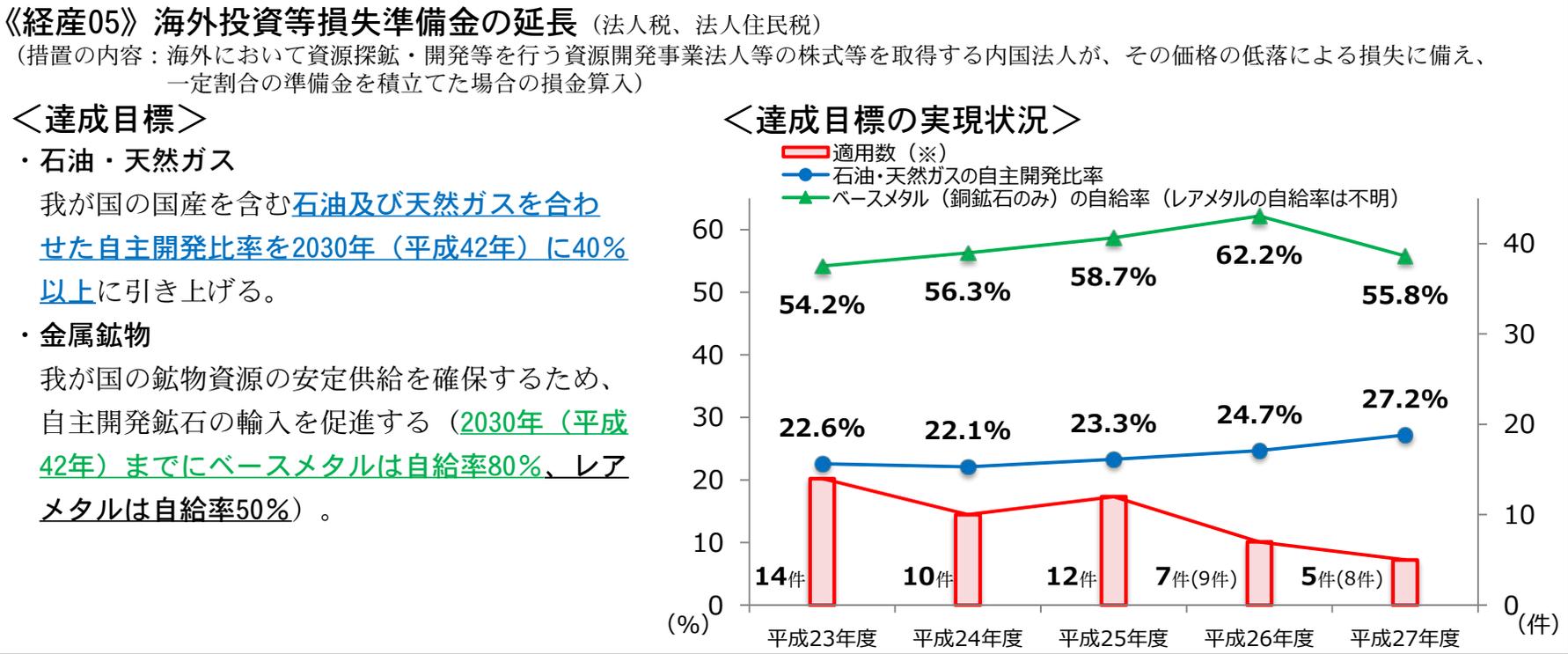
(※1) 前回評価は平成28年8月に実施している。

(※2) () 書は、オフィス減税の76件については平成28年度の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数、雇用促進税制の41件については平成28年度の雇用促進計画の受付件数を記載している。

直接的な効果に関する分析・説明が不十分な評価書

● **外部要因の影響を勘案した租税特別措置等の直接的な効果が明らかにされていない。**

【該当評価書】 《内閣01》 《内閣02》 《内閣03》 《内閣04》 《厚労06》 《厚労07》 《農水01》 《経産02》
 《経産04》 《経産05》 《経産11》 《国交03》 《環境01》



これらの租税特別措置等は、その直接的な効果が目標の達成に対しどの程度寄与しているのか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会提出)に記載された適用数。()書は評価書に記載された経済産業省の推計値(申請企業に対するアンケート調査により把握している「投資法人数」)

分析・説明が著しく不十分な評価書

- 達成目標が設定されていない又は適用数、減収額、効果の一部若しくは全部が分析・説明されていない。

[該当評価書]

(拡充・延長要望)

- ・ 金融02 投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正
- ・ 厚労02 社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し

(新設要望)

- ・ 文科01 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
- ・ 厚労01 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
- ・ 厚労03 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
- ・ 厚労05 介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
- ・ 厚労09 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 経産10 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設



達成目標が設定されていない又は適用数、減収額、効果の一部若しくは全部が分析・説明されていない租税特別措置等は、その必要性や有効性などを検証することが困難であるため、各府省は今後の税制改正作業において十分な分析・説明を行うことが必要